

## 自動車重量税の廃止について

自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）及び自動車重量譲与税法（昭和 46 年法律第 90 号）は、廃止するものとする。

- ※ 総務省自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書（平成 25 年 11 月）では「自動車重量税は、自動車の走行が、道路混雑、交通安全、道路事故等に関連して多くの社会的費用をもたらしていることや社会資本の充実の要請が強いことを考慮して、広く自動車の使用者に負担を求めるために創設されたものであり、自動車が車検を受け又は届出を行うことによって走行可能になるという法的地位あるいは利益を受けることに着目して課税される一種の権利創設税である」と考えられており、「現在、国、都道府県、市町村のそれぞれが、役割分担に応じてそれぞれ道路行政や関連する環境行政を所管しているほか、自動車に密接に関連する行政分野として、国は自動車の登録や規格の規制、都道府県は、警察等における交通安全行政、市町村は救急・消防行政を担当しており、このような行政需要から発生する歳出と自動車関係諸税の税収とを比較すれば、行政サービスに要する費用の方が大きいことは明らかであり、道路特定財源制度のあり方にかかわらず、それぞれの行政主体が、自動車に課税を行う根拠は十分にあると考えられる」とされているところ、自動車重量税及び自動車重量譲与税を廃止する理由をどのように説明するか。
- ※ 自動車重量税収入額の 1000 分の 422（令和 2 年度予算において 2,800 億円余）は都道府県・市町村に譲与されることとなっており、地方財政に与える影響について、指摘を受けるのではないか。
- ※ 自動車重量税の一部は公害健康被害補償制度の財源の一部になっているところ（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）附則第 9 条。令和 2 年度予算額：約 72 億円）、自動車重量税の廃止後の当該財源の確保の在り方について、指摘を受けるのではないか。